

令和4年度【後期分】 授業料免除・徴収猶予申請書

申請前に必ず確認してください

◆ この申請書で授業料免除・徴収猶予の申請ができるのは、以下の方です。

1. 大学院生、別科生、外国人留学生
2. 学部生のうち、日本学生支援機構給付奨学金の対象外となる者
 - (1) 高校の卒業年度等を理由に、日本学生支援機構給付奨学金の対象とならない者（※）
※高校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を経過した者（いわゆる3浪以上の者）、高卒認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格日の属する年度の末日までの期間が5年を経過している者
 - (2) 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）者
3. 2020年度以降学部入学者のうち、日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、適格認定の結果、新制度による支援区分が「支援なし」となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する者
4. 2020年度以降学部入学者のうち、9月に日本学生支援機構給付奨学金（2次採用）に申し込む予定であるが、新制度で不採用となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する者
5. 2019年度以前学部入学者のうち、日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、新制度による授業料免除額が現行制度の免除額よりも減少する場合の差額分免除を希望する者
6. 2019年度以前学部入学者のうち、9月に日本学生支援機構給付奨学金（2次採用）に申し込む予定であるが、新制度で不採用となった場合、現行制度による授業料免除・徴収猶予を希望する者、または新制度による授業料免除額が現行制度の免除額よりも減少する場合の差額分免除を希望する者

注) 2020年度以降学部入学者のうち、2浪以内で本学に入学した方は、この申請書で免除申請はできません。徴収猶予のみ申請できます。

申請にあたっての注意点（全学生共通）

◆ 授業料免除・徴収猶予の申請は、前期分の申請時に、併せて後期分も申請することができます。

- ・ 前期分のみ、又は後期分のみを申請を、各申請期間にすることもできます。
- ・ 前期に後期分を併せて申請した場合は、後期に申請する必要はありません。ただし、前期申請時（4月1日現在）と後期申請時（10月1日現在）で申請内容（世帯状況、就学状況、家計状況等）に変更が生じた場合は、後期の申請期間に改めて後期分を申請する必要があります。
- ・ 前期に後期分を併せて申請したにもかかわらず、後期から休学する場合や、前期で退学する場合等は、後期分の申請を取り下げる必要がありますので、早めに窓口に出してください。
- ・ 要注意：前期分と後期分を併せて申請した場合であっても、前期分の選考結果がそのまま後期分に適用されるわけではありません。後期に後期分の選考結果も必ず確認してください。また、この申請は、令和3年度のみ有効です。令和4年度以降も在学する者で、授業料免除・徴収猶予を希望する場合は、来年度改めて申請してください。

◆ 授業料免除・徴収猶予の申請者は、選考結果が決定するまで授業料の支払いが猶予されます。

◆ 書類は提出期限を厳守してください。

提出書類に不備があった場合は、Webサイトに掲載の「入学料・授業料の免除および徴収猶予申請不備書類の再提出期限の厳格化について」にしたがって処理します。

◆ 申請書の内容が事実と異なることが判明した場合は、免除または徴収猶予の結果を取り消します。

前年度からの様式の変更点（全学生共通）

- ◆【L票】指導教員等面接所見書は、令和4年度の申請時においては不要とします。
- ◆【I票】学生本人のアルバイト等申告書の指導教員の署名・捺印は、令和4年度の申請時においては不要とします。

2020年度以降入学者の授業料免除・徴収猶予について（学部生のみ）

- ◆令和2年度から高等教育の修学支援新制度が開始されたことに伴い、2020年度以降入学の学部生の授業料免除・徴収猶予は、以下のとおり実施します。

（1）高校の卒業年度等が理由で（高校を卒業後、本学に入学するまでの期間が2年を経過した者。いわゆる3浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない者

本学独自の、新しい授業料免除制度に申請することができます。新しい制度の基準に該当する場合は、授業料免除及び残額の徴収猶予を実施します。新しい基準で免除不許可となった場合、現行の授業料徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料徴収猶予を実施します。

（2）日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）者

現行の授業料免除には申請できません。徴収猶予のみ申請できます。現行の授業料徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料徴収猶予を実施します。

→申請時に、日本学生支援機構給付奨学金の「シミュレーション結果」を提出してください。

（3）日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、新制度による適格認定の結果、支援区分が「支援なし」となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する者

現行の授業料免除には申請できません。徴収猶予のみ申請できます。現行の授業料徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料徴収猶予を実施します。

（4）9月に日本学生支援機構給付奨学金の2次採用に申請予定だが、不採用となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する者

現行の授業料免除には申請できません。徴収猶予のみ申請できます。現行の授業料徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料徴収猶予を実施します。

◆申請可否早見表

入学区分	申請種別		授業料免除	授業料徴収猶予	必要書類
2020年度以降 学部入学者	3浪以上		申請可	申請可	—
	2浪以内	新制度家計基準外のため 新制度に申請しない	申請不可	申請可	シミュレーション 結果
		新制度に採用されているが 適格認定で「支援なし」となる 場合	申請不可	申請可	—
		新制度の2次採用に申請予定	申請不可	申請可	—

2019 年度以前入学者への経過措置について（学部生のみ）

◆ 令和 2 年度から高等教育の修学支援新制度が開始されたことに伴い、2019 年度以前に入学した学部生のうち、新制度の対象外となる者または新制度により免除額が減少する者について、以下のとおり経過措置の支援を行います。

◆ 家計基準及び学力基準は、最新の状況で判定します。既に新制度に申請済みの場合でも、本申請書に添付が必要な書類は、必ず全て提出してください。

◆ 免除額は、予算の範囲内で決定します。必ずしも前年度と同様の結果になるとは限りませんので、ご了承ください。

◆ 本措置は、国の予算編成の状況を踏まえ実施を決定するため、必ずしも令和 5 年度以降も継続するとは限りませんので、ご了承ください。

（１）高校の卒業年度等が理由で（高校を卒業後、本学に入学するまでの期間が 2 年を経過した者。いわゆる 3 浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない者

現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

（２）日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）者

現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

→申請時に、日本学生支援機構給付奨学金の「シミュレーション結果」を提出してください。

（３）日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、新制度による授業料免除額が現行制度の免除額よりも減少する場合の差額分免除を希望する者（新制度による適格認定の結果、支援区分が「支援なし」となった場合も含む）

現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

現行制度と新制度の結果を比較し、現行制度による免除額よりも新制度による免除額が少ない場合は、差額分を免除します。

（４）９月に日本学生支援機構給付奨学金の２次採用に申請予定だが、不採用となった場合、現行制度による授業料免除・徴収猶予を希望する、または新制度による授業料免除額が現行制度の免除額よりも減少する場合の差額分免除を希望する者

現行の授業料免除・徴収猶予の基準に該当する場合は、現行制度で授業料免除・徴収猶予を実施します。

現行制度と新制度の結果を比較し、現行制度による免除額よりも新制度による免除額が少ない場合は、差額分を免除します。

新制度への申込み期間は 9 月中旬になりますが、現行制度による免除・徴収猶予または差額分免除を希望する場合は、新制度への申込み期間前に、必ずこの申請書で決められた期間内に現行制度に申し込んでください。

現行制度に申し込んだ上で、新制度にも必ず申し込んでください。新制度に申し込まずに、現行制度だけ申し込むことは認めません。現行制度のみ申請し、新制度に申請しなかった場合は、現行制度の申請は取り下げさせていただきます。

（５）最短修業年限を超過しており、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない

特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の「M 票」）に基づき審査の対象となります。

授業料免除制度とは

授業料免除は、以下の申請条件のいずれかに該当している場合を対象に、家計基準及び学力基準により、前期・後期の学期ごとに選考し、授業料の一定額を免除する制度です。なお、本制度の基準に該当している場合は、「授業料徴収猶予」も併せて申請することができます。

◆ 申請条件

- (1) 経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の納期前1年以内(※)に、申請者の主たる家計支持者の死亡または申請者本人もしくは申請者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納付が困難であると認められる場合。ただし、「独立生計」「留学生」として、申請者本人または配偶者が「主たる家計支持者」と認定された場合は、申請者本人の両親が亡くなっても、この条件は適用できません。

※死亡又は災害発生の翌期及び翌々期の免除申請が可能です。ただし、死亡又は災害発生の時期がその期の授業料納付期以前であるときは、その期及び翌期の免除申請が可能です。

- (3) 原則として、最短修業年限を超えて在学している場合は申請できません。

ただし、特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書(申請書様式の「M票」)に基づき審査の対象となります。

◆ 家計基準1(大学院生・別科生・外国人留学生・2019年度以前入学の学部生)

1. 家計基準の算定方法

家計基準は、申請者世帯の「家計評価額」(総収入金額から、必要経費、所定の控除額、世帯人員ごとの収入基準額を差し引いて計算)を算定して審査します。(特例基準適用者は、ケースにより家計基準が若干緩和された基準で審査します。)

2. 収入限度額

下記の表は、家計基準の目安として、モデルケースの世帯を想定した収入限度額の一覧表になります。

世帯構成や所得の種類、特別事情(母子・父子家庭等)により異なりますが、申請にあたっては概ね下記の表を目安としてください。なお、「給与収入額」「所得額」とは、同一生計の家族全員分の合計収入を指します。

なお、予算の都合により、基準内の者であっても免除とならない場合がありますのでご了承ください。

<収入・所得限度額目安表>

		給与収入額(注1)		所得額(注2)	
課程	家族構成(注3)	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
学部	2人世帯	578.5万円	641.4万円	343.0万円	387.0万円
	3人世帯	565.7万円	628.5万円	334.0万円	378.0万円
	4人世帯	645.7万円	692.0万円	390.0万円	434.0万円
修士課程	2人世帯	612.8万円	669.0万円	367.0万円	411.0万円
	3人世帯	605.7万円	664.0万円	362.0万円	406.0万円
	4人世帯	678.0万円	722.0万円	420.0万円	464.0万円
博士後期課程	2人世帯	739.0万円	783.0万円	481.0万円	525.0万円
	3人世帯	753.0万円	797.0万円	495.0万円	539.0万円
	4人世帯	821.0万円	865.0万円	563.0万円	607.0万円

(注1) 給与収入額とは、源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

(注2) 所得額とは、確定申告等という売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額(所得金額欄)を指します。

(注3) 上記の表では、例として以下のような家族構成を想定しています。

また、「自宅通学」は学生本人が世帯主と同じ家から通学している場合、「自宅外通学」はアパート・寮等で一人暮らしをしている場合です。

2人世帯…父または母（主たる家計支持者）＋本人

3人世帯…父（主たる家計支持者）＋母（専業主婦または家計支持者）＋本人

4人世帯…父（主たる家計支持者）＋母（専業主婦または家計支持者）＋本人＋就学者（公立高校・自宅通学）の兄弟

◆ 家計基準 2（2020 年度以降入学の 3 浪以上の学部生）

1. 家計基準の算定方法

家計基準は、申請者本人と家計支持者の市町村民税の「所得割額」の合計額（政令指定都市の場合は、都道府県民税の「所得割額」＋市町村民税の「所得割額」の金額）を算定して審査します。

2. 収入限度額

下記の表は、家計基準の目安として、モデルケースの世帯を想定した収入限度額の一覧表になります。

世帯構成や所得の種類により異なりますが、申請にあたっては概ね下記の表を目安としてください。なお、世帯構成、障害者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

<収入・所得限度額目安表>

家族構成（注3）	給与収入額（注1）	所得額（注2）
2人世帯	402.0 万円	251.0 万円
3人世帯	457.0 万円	295.0 万円
4人世帯①	461.0 万円	305.0 万円
4人世帯②	父 409.0 万円 母 155.0 万円	父 246.0 万円 母 155.0 万円
5人世帯	父 461.0 万円 母 100.0 万円	父 309.0 万円 母 100.0 万円

（注1）給与収入額とは、源泉徴収票の支払金額欄、所得証明書では給与収入額欄であり、給与所得控除前の金額を指します。

（注2）所得額とは、確定申告等という売上金額から必要経費を差し引いた営業利益等の金額（所得金額欄）を指します。

（注3）上記の表では、例として以下のような家族構成を想定しています。

2人世帯 …父または母（主たる家計支持者）＋本人

3人世帯 …父または母（主たる家計支持者）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟

4人世帯①…父（主たる家計支持者）＋母（専業主婦）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟

4人世帯②…父（主たる家計支持者）＋母（給与所得者）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟

5人世帯 …父（主たる家計支持者）＋母（パート）＋本人＋就学者（高校生）の兄弟＋就学者（中学生）の兄弟

◆ 学力基準（全学生共通）

1. 学部1年次および別科1年次 ※下記いずれかに該当すること

（1）調査書に記載の評定平均値が、3.2 以上

（2）入学者選抜試験の成績が、本人の属する学科（専攻）において上位 3 分の 1 以内

（3）国の行う大学入学資格検定試験に合格

2. 学部2年次以上

各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」（別表）を満たしている場合で、「優」以上の単位合計が修得単位の 5 分の 2 以上、または学年成績が、本人の属する学科（専攻）において上位 3 分の 1 以内

3. 別科2年次

前年度までに履修した単位が「優」以上

4. 修士課程1年次および博士後期課程1年次 ※下記いずれかに該当すること

（1）修士課程にあっては学部における成績、博士後期課程にあっては修士課程における成績で修得した単位中、

- 「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上
 (2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する専攻において上位3分の1以内

5. 修士課程2年次および博士後期課程2年次以上

各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」（別表）を満たしている場合で、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の2以上または学年成績が、本人の属する専攻において上位3分の1以内

(別表) 標準修得単位数

学部2年次：30単位	学部3年次：60単位	学部4年次：90単位
修士2年次：10単位		
博士2年次：4単位	博士3年次：8単位	

- (注1) 「標準修得単位数」は、該当年次の前年度までに修得していなければならない単位数です。
 (注2) 修得単位には「教職科目」「学芸員科目」は含めません。
 (注3) 修得単位が皆無もしくは極めて少ない者、留年している者、在学期間が最短修業年限（休学期間を除き、学部4年、修士2年、博士3年）を超えた者は、原則として免除の対象となりません。ただし、病気、留学など特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の「M票」）に基づき審査の対象となります。

[特例基準適用者]

上記の学力基準に合致していなくても、次の「特例事項」に該当している場合は「特例学力基準」（記載省略。詳細は教務係または学生課に問い合わせてください）の規定に基づき審議します。

- (1) 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯
- (2) 障害者及び障害者のいる世帯
- (3) 長期療養者のいる世帯
- (4) 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟
- (5) 母子・父子世帯

II 授業料徴収猶予制度とは

授業料徴収猶予は、以下の申請条件のいずれかに該当している場合を対象に、家計基準及び学力基準により、前期・後期の学期ごとに選考し、授業料の延納を認める制度です。ただし、猶予が認められても、納付期限（前期は9月末、後期は1月末）を越えることはできませんのでご注意ください。

◆ 申請条件

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合。
- (2) 授業料の納期前1年以内（※）に、申請者の主たる家計支持者の死亡または申請者本人もしくは申請者の主たる家計支持者が風水害等の災害を受けたことにより、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合。ただし、「独立生計」「留学生」として、申請者本人または配偶者が「主たる家計支持者」と認定された場合は、申請者本人の両親が亡くなっても、この条件は適用できません。

※死亡又は災害発生の翌期及び翌々期の免除申請が可能です。ただし、死亡又は災害発生の時期がその期の授業料納付期以前であるときは、その期及び翌期の免除申請が可能です。

- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合。
- (4) 原則として、最短修業年限を超えて在学している場合は申請できません。
 ただし、特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の「M票」）に基づき審査の対象となります。

◆ 猶予の期限

前期分授業料：9月末まで延納 後期分授業料：1月末まで延納
 ※授業料免除申請の結果、「一部免除」となり、残額が「延納」となるケースもあります。

◆ 家計基準

1. 大学院生・別科生・外国人留学生・2019年度以前入学の学部生・2020年度以降入学の2浪以内の学部生
前述の授業料免除の「家計基準1」から若干緩和された基準で審査します。
2. 2020年度以降入学の3浪以上の学部生
前述の授業料免除の「家計基準2」により「一部免除許可」となった場合は、同基準で残額の徴収猶予を実施します。授業料免除の「家計基準2」により「免除不許可」となった場合の徴収猶予については、授業料免除の「家計基準1」から若干緩和された基準で審査します。

◆ 学力基準

1. 学部1年次および別科1年次 ※下記いずれかに該当すること
(1) 調査書に記載の評定平均値が、2.5以上
(2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する学科(専攻)において上位3分の2以内
(3) 国の行う大学入学資格検定試験に合格
2. 学部2年次以上
各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」(別表)を満たしている場合で、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の1以上または学年成績が、本人の属する学科(専攻)において上位3分の2以内
3. 別科2年次
前年度までに履修した単位が「良」以上
4. 修士課程1年次および博士後期課程1年次 ※下記いずれかに該当すること
(1) 修士課程にあつては学部における成績、博士後期課程にあつては修士課程における成績で修得した単位中、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の1以上
(2) 入学者選抜試験の成績が、本人の属する専攻において上位3分の2以内
5. 修士課程2年次および博士後期課程2年次以上
各該当年次の前年度までに修得した単位が「標準修得単位数」(別表)を満たしている場合で、「優」以上の単位合計が修得単位の5分の1以上または学年成績が、本人の属する専攻において上位3分の2以内

(別表) 標準修得単位数

学部2年次：30単位	学部3年次：60単位	学部4年次：90単位
修士2年次：10単位		
博士2年次：4単位	博士3年次：8単位	

(注1) 「標準修得単位数」は、該当年次の前年度までに修得していなければならない単位数です。

(注2) 修得単位には「教職科目」「学芸員科目」は含めません。

(注3) 修得単位が皆無もしくは極めて少ない者、留年している者、在学期間が最短修業年限(休学期間を除き、学部4年、修士2年、博士3年)を超えた者は、原則として免除の対象となりません。ただし、病気、留学など特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書(申請書様式の「M票」)に基づき審査の対象となります。

[特例基準適用者]

上記の学力基準に合致していなくても、次の「特例事項」に該当している場合は「特例学力基準」(記載省略。詳細は教務係または学生課に問い合わせてください)の規定に基づき審議します。

- (1) 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯
- (2) 障害者及び障害者のいる世帯
- (3) 長期療養者のいる世帯
- (4) 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子弟
- (5) 母子・父子世帯

決定・納付のスケジュール

◆ 決定

授業料免除および授業料徴収猶予は、前期分は8月上旬、後期分は12月上旬に決定する予定です。結果は、保証人宛（留学生には本人宛）への郵送により通知します。

◆ 授業料の納付

1. 「免除不許可」または「一部免除」となった場合、もしくは「徴収猶予不許可」となった場合

その決定が大学から通知された日から起算して30日以内（※）に、授業料（「一部免除者」は残額）を納付してください。

2. 「徴収猶予許可」となった場合

所定の期日（前述のとおり）まで納付が猶予されます。後日、大学から通知された期日（※）までに納付してください。

※具体的な納付期限については、結果通知時にお知らせします。

修学支援奨学金（給付型）について

改訂後の授業料が適用される学年のみを対象とする奨学金制度です。「申請要領」も参照してください。

授業料を納付した後は一切申請できませんので、ご注意ください。

1. 奨学金の概要

条件を満たした学生に、一人あたり半期5万円が給付されます。（家計基準は満たしているが、学力基準外で免除が許可されない場合）

2. 対象者

令和4年度は、学部生は2021年度・2022年度入学者、大学院生は2020年度・2021年度・2022年度入学者のうち、授業料免除申請者が対象となります。必ず授業料免除と併せて申請してください。

3. 申請方法

授業料免除・徴収猶予申請書の【B票－1】の申請項目4にチェックを入れてください。

4. 結果通知

授業料免除の結果通知と同時期に、ご本人宛のメールで通知します。

5. 奨学金の振り込み

給付決定後に、振込口座（ご本人名義）の登録手続きをしていただきます。前期分は8月末、後期分は12月末までに口座に送金予定です。

申請書の受付

◆ 提出書類

【A票】から【M票】までを提出してください。

※「全員提出」としている【A票】【B票－1】【C票－1】【C票－2】【D票－1】【E票】【I票】を先にプリントし、次に「該当者のみ提出」に該当する各票をプリントしてください。

◆ 提出期限

令和4年8月4日（木）当日消印有効（期限厳守） 下記の住所まで書留速達で郵送してください。

（期限までに余裕のある場合は速達でなくても構いませんが、必ず配達記録の残る方法で郵送してください。）
封筒の表に、「授業料免除申請書在中」と朱書きで記入してください。

※期限を過ぎた場合は、理由にかかわらず一切受理できません。

◆ 提出先

美術学部・美術研究科

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 東京藝術大学 美術学部教務係

音楽学部・音楽研究科

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 東京藝術大学 音楽学部学生募集係

映像研究科

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町4-4 東京藝術大学 映像研究科事務室教務係

国際芸術創造研究科

〒120-0034 東京都足立区千住1-25-1 東京藝術大学 千住校地事務室教務係

◆ M票の提出方法

特別事情者の指導教員推薦書（M票）について、対面の面接ができない場合は、以下の通り提出してください。

美術学部・美術研究科

指導教員と相談し、電話やメールを使って面接を行ってください。

その上で、指導教員にM票の作成をお願いし、上記の提出期限までに、他の申請書類と併せて教務係に提出してください。

音楽学部・音楽研究科

指導教員にWebサイトのデータファイルをダウンロード・印刷していただき、電話・メールを使用した面接を行ってください。面接方法は各自指導教員と相談して決めてください。

その上で、上記の提出期限までに、指導教員から直接、学生募集係に提出していただけてください。

映像研究科

指導教員にWebサイトのデータファイルをダウンロード・印刷していただき、電話・メールを使用した面接を行ってください。面接方法は各自指導教員と相談して決めてください。

その上で、上記の提出期限までに、指導教員から直接、教務係に提出していただけてください。

国際芸術創造研究科

学籍番号と氏名のみ記入し、他の申請書類と併せて郵送で提出してください。

◆ 問合先

不明な点は事前に窓口までご相談ください。

美術学部教務係：bijutsu.kyomu@ml.geidai.ac.jp

音楽学部学生募集係：music.admissions@ml.geidai.ac.jp

映像研究科教務係：eizo.kyomu@ml.geidai.ac.jp

国際芸術創造研究科教務係：kyomu.senju@ml.geidai.ac.jp

学生課奨学係：syogaku@ml.geidai.ac.jp

授業料の納付に関しての問い合わせは、下記までお願いします。

戦略企画課経理係：kaikai-keiri@ml.geidai.ac.jp

【A票】

全員提出

令和4年度【後期分】授業料免除・徴収猶予申請書
提出時チェックリスト

学籍番号

氏名

次頁以降の【B票】～【M票】までの書類を作成し、このチェックリストを表紙として提出してください。

申請書類はA4サイズ片面印刷でそろえ、ホッチキスやクリップで止めずに提出してください。

▼該当項目にチェック

全員提出	☐ 【A票】 令和4年度【後期分】授業料免除・徴収猶予申請書提出時チェックリスト
全員提出	☐ 【B票－1】 令和4年度【後期分】授業料免除・徴収猶予申請書
学部生のみ 全員提出	☐ 【B票－2】 申請種別確認票 ☐ 【B票－2】に関する証明書類（コピーの提出可）
全員提出	☐ 【C票－1】 家計一覧票（所得状況） ☐ 【C票－2】 家計一覧票（控除関係）
全員提出	☐ 【D票－1】 本人および同一世帯全員（同一生計の別居者含む）の「住民票」提出 ☐ 【D票－1】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【D票－2】 「独立生計者」認定のための証明書の提出 ☐ 【D票－2】に関する証明書類（コピーの提出可）
全員提出	☐ 【E票】 市区町村発行の「課税証明書」または「非課税証明書」の提出 ☐ 【E票】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【F票】 「給与等所得」計算書 ☐ 【F票】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【G票】 自営業等「給与所得以外」の計算書 ☐ 【G票】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【H票】 退職金等「臨時的な所得」の計算書 ☐ 【H票】に関する証明書類（コピーの提出可）
全員提出	☐ 【I票】 学生本人のアルバイト等申告書 ☐ 【I票】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【J票】 本人以外の「国立学校」就学者状況票
該当者のみ提出	☐ 【K票－1】 「特別控除」計算書（本人以外に就学者がいる世帯） ☐ 【K票－1】に関する証明書類
該当者のみ提出	☐ 【K票－2】 「特別控除」計算書（本人以外に就学者がいる世帯で「国立学校」 において「授業料免除」を受けている場合） ☐ 【K票－2】に関する証明書類
該当者のみ提出	☐ 【K票－3】 「特別控除」計算書（母子・父子世帯、生活保護世帯、障害者のいる世帯） ☐ 【K票－3】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【K票－4】 「特別控除」計算書（長期療養者のいる世帯） ☐ 【K票－4】に関する証明書類（コピーの提出可） ☐ 【K票－4の療養費算出票】
該当者のみ提出	☐ 【K票－5】 「特別控除」計算書（家計支持者別居世帯、火災・風水害・盗難等の被害世帯、 父母以外の収入世帯） ☐ 【K票－5】に関する証明書類（コピーの提出可）
該当者のみ提出	☐ 【M票】 特別事情者の指導教員推薦書 ※事情によっては添付が必要な書類があります。
該当者のみ提出	☐ 成績証明書（コピーの提出可）（他大学から修士課程および博士後期課程に入学する新入生） ※学部への入学者および本学出身者は必要ありません。

令和4年度【後期分】 授業料免除・徴収猶予申請書

東京藝術大学長 殿

令和 年 月 日

▼申請項目3を選択する場合は両方チェック

令和4年度 後期分授業料を

☐ 免除
☐ 徴収猶予

くださるよう、関係書類を添えて申請します。

▼申請項目1～3のいずれかひとつにチェック

☐ 1. 授業料免除のみを申請☐ 2. 授業料徴収猶予（延納）のみを申請

※延納の期限：前期は9月末、後期は1月末（大学が指定する日）までに納付

☐ 3. 授業料免除を申請するが、「免除不許可」または「一部免除」となった場合、授業料徴収猶予（延納）を申請

▼【学部 2021・2022 年度入学者、大学院 2020～2022 年度入学者のみ対象】授業料改定にともなう「修学支援奨学金」申請欄（希望する場合はチェック）

☐ 4. 学力基準外により「免除不許可」となった場合、「修学支援奨学金（給付型）」を申請

▼全員記入

本人	(学生番号) 年次 専攻		
	・ 本学出身の「新入生」は旧学籍番号：		
	・ 他大学出身の「新入生」は大学名：		
	フリガナ		
保証人	氏名		
	住所		
	[電話]	[携帯]	[メール]
	氏名		
保証人	住所		
	[電話]	[携帯]	[メール]
	氏名		
	住所		
[申請理由] 本人が具体的に記入すること。書ききれない場合は、別紙（様式自由）を添付してください。			
あなたはまだ授業料免除申請をしたことがありますか ▼該当するものに○印 ☐ ない ☐ ある：一番最近の申請は平成・令和 年度（前期分・後期分） その申請結果： 全額免除・半額免除・免除不許可 ※主たる家計支持者であった方が、最近1年以内に死亡している場合 その方の氏名 (続柄) 年 月 日死亡			
※2011年3月の東日本大震災の被害を受けた場合 現在も家計に影響が：1. ある→K票－5に記載 2. ない 罹災証明書の有無：1. ある→K票－5に添付 2. ない		※2016年4月の熊本地震の被害を受けた場合 現在も家計に影響が：1. ある→K票－5に記載 2. ない 罹災証明書の有無：1. ある→K票－5に添付 2. ない	

【B票－2】学部生（留学生は除く）のみ全員提出 申請種別確認票

1. 2020年度以降入学の学部生

▼申請種別のいずれかひとつにチェック

- ☐ 1. 高校の卒業年度等が理由で（高校を卒業後、本学に入学するまでの期間が2年を経過した者。いわゆる3浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない
- ☐ 2. 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）
→日本学生支援機構給付奨学金の「シミュレーション結果」を添付すること
以下の URL にアクセスし、シミュレーション（保護者の方向け）で「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」という結果が出た方のみ申請できます。
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
シミュレーションの結果をプリントアウトし、本申請書に添付して提出してください。
- ☐ 3. 日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、新制度による適格認定の結果、支援区分が「支援なし」となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する
- ☐ 4. 9月に日本学生支援機構給付奨学金の2次採用に申請予定だが、不採用となった場合、現行制度による授業料徴収猶予を希望する

2. 2019年度以前入学の学部生

▼申請種別のいずれかひとつにチェック

- ☐ 1. 高校の卒業年度等が理由で（高校を卒業後、本学に入学するまでの期間が2年を経過した者。いわゆる3浪以上）、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない
- ☐ 2. 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準外のため、給付奨学金に申請しない（しなかった）
→日本学生支援機構給付奨学金の「シミュレーション結果」を添付すること
以下の URL にアクセスし、シミュレーション（保護者の方向け）で「生計を維持している人の収入が基準を超えているため、給付奨学金の対象となりません。」という結果が出た方のみ申請できます。
<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
シミュレーションの結果をプリントアウトし、本申請書に添付して提出してください。
- ☐ 3. 日本学生支援機構給付奨学金に採用されているが、新制度による授業料免除額が現行制度の免除額よりも減少する場合の差額分免除を希望する（新制度による適格認定の結果、支援区分が「支援なし」となった場合も含む）
- ☐ 4. 9月に日本学生支援機構給付奨学金の2次採用に申請予定だが、不採用となった場合、現行制度による授業料免除を希望する、または新制度による授業料免除額が現行制度の免除額よりも減少する場合の差額分免除を希望する
現行制度に申し込んだ上で、新制度にも必ず申し込んでください。新制度に申し込まずに、現行制度だけ申し込むことは認めません。現行制度のみ申請し、新制度に申請しなかった場合は、現行制度の申請は取り下げさせていただきます。
- ☐ 5. 最短修業年限を超過しており、日本学生支援機構給付奨学金への申請資格がない
→特別な事由があると認められる場合は、指導教員の推薦書（申請書様式の「M票」）に基づき審査の対象となります。

不採用通知、シミュレーション結果は、この用紙に添付して提出してください。

家 計 一 覧 票

1. 本人を含む同一世帯全員（同一生計の別居者含む）のご家族を記入してください。

- (1) 「世帯」（家族）は、前期は4月1日現在、後期は10月1日現在で記入してください。
- (2) 家族全員が書ききれない場合は本票をコピーし、つけ足してください。
- (3) 父または母が死亡・生別の場合は氏名を記入し（ ）で囲み→例（芸大太郎）、【K票－3】を提出してください。
※ただし、【K票－3】「母子・父子世帯」の条件に該当しない方もいますので、記載内容を熟読してください。
- (4) 同一生計で、単身赴任等による別居者は「続柄」に○をつけ→例 ㊦、【K票－5】を提出してください。
- (5) 「職業欄」は、無職の場合は「無職」と記入してください。
- (6) 独立生計者で申請している場合でも、本人の父母等の氏名を記入し（ ）で囲み→例（芸大太郎）、【D票－2】記載の書類を提出してください。

① 父母、祖父母等「就学者以外」の家族

続 柄	父（才）	母（才）	続柄：（才）	続柄：（才）	続柄：（才）
氏 名					
職 業					

② 就学者（本人を含む）の家族 ※「就学者」とは学生のことで（ただし、予備校生等は除く）。

続 柄	申請者本人	続柄：（才）	続柄：（才）	続柄：（才）	続柄：（才）
氏 名					
在学学校名	●東京藝術大学	国公私	国公私	国公私	国公私

同一世帯の人数①＋②
人

留学生（私費外国人留学生）は、ご本人の情報のみ記入してください。
詳細は【D票－1】の「留学生の場合」をご参照ください。

2. 同一世帯全員（同一生計の別居者含む）の収入

▼下記の所得ごとに世帯全員分を記入

① 給与所得

【F票】「給与等所得」計算書により算定した金額を記入してください。

父	母	続柄：	続柄：	続柄：	続柄：
,000円	,000円	,000円	,000円	,000円	,000円

② 自営業等「給与所得以外」の所得

【G票】自営業等「給与所得以外」の計算書により算定した金額を記入してください。

父	母	続柄：	続柄：	続柄：	続柄：
,000円	,000円	,000円	,000円	,000円	,000円

③ 退職金等「臨時的な所得」

【H票】退職金等「臨時的な所得」の計算書により算定した金額を記入してください。

父	母	続柄：	続柄：	続柄：	続柄：
,000円	,000円	,000円	,000円	,000円	,000円

④ 学生本人のアルバイト収入、留学生の仕送り・援助等

【I票】学生本人アルバイト等申告書により算定した金額を記入してください。

アルバイト収入	仕送り・援助 （留学生）	学振特別研究員 研究奨励金	奨学金（給付型）
,000円	,000円	,000円	,000円

3. 「独立生計者」・「留学生」は○で囲む

独立生計者：【D票－2】／留学生：【D票－1】該当する帳票の説明を確認し、書類を準備してください。

独立生計者・留学生

「独立生計者」の認定（大学記入）： 認定する・認定しない

家 計 一 覧 票

所得から控除される世帯：下記の世帯として認定された場合、所得から控除されます。

※独立生計者、留学生は、「母子・父子世帯」「父母以外の者で収入を受けている世帯」には該当しません。

▼申請項目にチェック

▼控除額

☐ 申請学生（本人）の 「通学種別控除」 全員該当	☐ 自 宅 280,000円 ☐ 自宅外 720,000円	▲左記の控除額は、申請学生（兄弟姉妹ではありません）の通学種別控除です。該当種別にチェックしてください。 ※独立生計者、留学生は「自宅」をチェックすること。
☐ 本人以外に就学者のいる世帯	,000円	【K票－1】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。
☐ 本人以外の「国立学校就学者」で授業料免除を受けている世帯	,000円	【K票－2】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。
☐ 母子・父子世帯	490,000円	【K票－3】の該当項目にチェック・記入してください。
☐ 生活保護世帯およびこれに準ずる世帯	所得控除はありませんが、学力基準、収入基準が緩和されます。	【K票－3】の該当項目にチェック・記入の上、「生活保護決定通知書」等、受給額が確認できる証書の写しを提出してください。
☐ 障害者のいる世帯	障害者1人につき 860,000円× 人 ,000円	【K票－3】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。
☐ 原爆被爆者および被爆者の子弟	所得控除はありませんが、学力基準、収入基準が緩和されます。	【K票－3】の該当項目にチェックの上、「被爆者手帳」等の写しを提出してください。
☐ 長期療養者（6か月以上。見込を含む）のいる世帯	,000円	【K票－4】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。
☐ 主たる家計支持者が別居している世帯	,000円	【K票－5】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。
☐ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	,000円	【K票－5】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。
☐ 父母以外の者で収入を受けている世帯	,000円	【K票－5】特別控除計算書により算定した金額を記入してください。

本人および同一世帯全員（同一生計の別居者含む）の 「住民票」（コピー可）

※必ず世帯全員分が掲載されているものを提出すること。

※住民票記載の住所に居住していない場合は、現住所が確認できる書類（公共料金等の請求書、アパート等の契約書の該当部分等）のコピーも併せて提出すること。

※申請日から3ヶ月前以降に発行されたものを提出すること。

※マイナンバーが記載されていないものを提出すること。

記載されているものしか用意できない場合は、マイナンバーの部分を黒塗り等で隠すこと。

＜同一生計の定義＞

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではありません。例えば、勤務、修学、療養費等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※なお、父母等を含めない世帯を持ち、一定の基準を満たしている方は「独立生計者」として認定します。
別途必要になる書類がありますので、次頁の【D票－2】もあわせてご提出ください。

「主たる家計支持者」であった方が、最近1年以内に死亡した場合は、下記の証明書を添付してください。

- ①「住民票」（写）
- ②「戸籍抄本」（写）

留学生の場合：

留学生（私費外国人留学生）は、基本的にご本人の情報に関する書類のみ提出してください。

※ただし、配偶者と一緒に日本に滞在している場合は、配偶者の書類も提出してください。

提出が必要な書類は、【A票】に「全員提出」と記載されている書類と、以下の①～⑤です。

- ①「住民票」（コピーでも可）・・・この【D票－1】に添付して提出
日本での世帯のもの。「住民票」が発行されない場合のみ、「外国人登録カード」のコピーを提出。
- ②「課税証明書（所得証明書）」または「非課税証明書」（コピーでも可）・・・【E票】に添付して提出
日本での世帯のもの。ただし、渡航したばかりで発行されない場合は、提出不要。
- ③預金通帳のコピー・・・【I票】に添付して提出
母国の家族から生活費等の支援を受けている場合、送金額がわかる部分のコピーを提出。
- ④本人の収入に関する書類・・・【I票】に添付して提出
アルバイトや奨学金等の収入がある場合は、該当する証明書類のコピーを提出すること。
- ⑤申請者本人や配偶者の状況によって、①～④以外の書類の提出が必要になる。

【A票】【C票－1】【C票－2】を参照して、該当する書類を提出すること。

例：配偶者に給与収入がある場合：F票／配偶者が学生の場合：K票－1／本人もしくは配偶者に障害がある場合K票－3

住民票は、この用紙に添付して提出してください。

独立生計者の認定のための書類

「独立生計者」として認定を希望する方は、下記に記載する認定に必要な書類をご提出ください。

※「独立生計者」とは：

父母等を含めない世帯を持ち、一定の基準を満たしている者を「独立生計者」とする。

学生自身に配偶者や子供がいる場合、また学生が配偶者の被扶養者となっている場合でも、基準を満たしていれば「独立生計者」に該当する。

なお、「父母等」とは、学生が独立生計者になるまで学生本人を扶養していた方のことを指す。

＜独立生計者の認定基準＞

独立生計者の認定基準は、以下のとおりです。

学部生：社会人としての経歴を経て入学した者、または結婚して配偶者がいる者で、入学科または授業料免除・徴収猶予申請の時点で、以下①～④の条件をすべて満たしている者

大学院生：入学科または授業料免除・徴収猶予申請の時点で、以下①～④の条件をすべて満たしている者

①所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない者。

②本人（及び配偶者）の父母等と別居している者。

③父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。

④以下（１）～（３）のいずれか一つの条件にあてはまる者。

（１）前年度に本人（配偶者を含む）に年間130万円を超える恒常的な収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書等が発行される者で、今年度も状況が変わらない者。

（２）今年度、新たに職に就いた等の事情で、本人（配偶者を含む）の収入（給与奨学金（年額）、給与収入を含めた金額）が年間130万円を超える見込みであり、その根拠となる証明書等（下記＜提出が必要な書類＞3. を参照）が提出できる者。証明書等が提出できない者は、この条件に該当しないとみなす。

（３）前年度以前に定職につき給与等の収入があったが、本人が本学への入学のために退職（休職）し無収入となり、就労時の預貯金によって生活をしている場合は、その預金残高が130万円を超える者。

※（１）～（３）の金額が130万円以下の場合でも、「父母およびそれに代わる扶養者（配偶者を除く）がいない」等の特殊な事情がある場合は、ご相談ください。ただし、ご両親からの仕送りがないだけでは、独立生計者とは認められません。

＜提出が必要となる書類＞

1. 独立生計認定希望者全員

以下の書類について、**本人および配偶者の分を全て提出**すること。なお、独立生計として認定できない場合は、以下の書類について、追加で父母の分の提出も求めます。

→住民票【D票－1】／所得証明書【E票】／収入に関する証明書類：源泉徴収票【F票】、確定申告書（写）【G票】等、それぞれ該当する個別票の記載を参照して書類を準備し、個別票に添付して提出すること。

2. 独立生計認定希望者全員

本人（または配偶者）が筆頭の健康保険被保険者証

→この【D票－2】に添付して提出すること。

3. 上記認定基準 ④（２）に該当する場合

給与支給（予定）証明書【F票】、日本学術振興会研究員採用決定通知【本人：I票／配偶者：F票】

奨学金の受給額がわかるもの【本人：I票】等、**今年度の収入見込を裏付ける書類を必ず提出**すること。

→本人の収入、配偶者の収入は、それぞれ該当する個別票に添付して提出すること。

4. 上記認定基準 ④（３）に該当する場合

該当口座の残高証明

→この【D票－2】に添付して提出すること。

健康保険被保険者証・残高証明は、この用紙に添付して提出してください。

市区町村発行の「課税証明書（所得証明書）」または「非課税証明書」の提出（コピー可）

2021年中(2021年1月～12月の分)の証明書

※1. 「課税証明または非課税証明」の提出の対象者について

- ・本人及び同一世帯全員分を提出すること。
- ・別居していても、本人と同一生計であれば、提出が必要です。
→【D票－1】・【D票－2】に記載の、「同一生計の定義」・「独立生計者の認定」の記載を参考にしてください。
- ・ただし、同一生計でも「本人及び本人の配偶者以外の就学者」の分の提出は必要ありません。

※2. 提出する証明書（「課税証明書」または「非課税証明書」）について

- ・収入がある場合は「課税証明書」「所得証明」等の名称の証明書を提出してください。
- ・収入がない場合は「非課税証明書」を提出してください。収入がなくても提出は必須です。
本人の収入がない場合でも、「非課税証明書」の提出は必須です（本人以外の就学者は不要）。
- ・自治体により証明書の名称が異なる場合があります。証明書に「収入金額」、「所得金額」、「控除額」、「住民税額（所得割額、均等割額）」の記載があるものを提出してください。
（住民税額は「0円」、「非課税」といった記載の場合もあります。）

★課税証明書または非課税証明書は、1月～5月は2年前の税額、6月～12月は前年の税額の内容が交付されます。これに該当しない場合は、最新の内容の証明書を交付してもらってください。

★基本的に、現在居住している市区町村の役所に申請して発行してもらいますが、今年になってから転居されている方は、転居前の住所の市区町村の役所に申請し、交付してもらってください。

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

「給与等所得」計算書

- この用紙は、1人1枚ずつ使用してください。足りない場合は、あらかじめ人数分をコピーしてください。
- 学生本人のアルバイト等による所得は、別紙【I 票】「学生本人のアルバイト等申告書」を提出してください。

所得者氏名： 父・母・その他（ ） 提出する証明書等(コト-可) ▼	
本票は、下記の項目に該当する人が提出する用紙です。（該当項目にチェックの上、記入してください）	
☐ 給与 ☐ 賃金 ☐ 役員報酬 （白色申告も含む） ※複数受給の場合、合算後の額を記入	☐ 「昨年（2021年）1月以前」から「現在も現職」の場合 昨年1年（2021年1月から12月）分の「源泉徴収票」に記載された「支払金額」を記入 円 ☐ 今年、新規採用（採用予定も含む）または「昨年（2021年）2月以降」、中途採用・転職等により「現在も現職」の場合 勤務先発行の「源泉徴収票」又は「支払（見込）証明書」等をもとに算出 1か月分支払額 円 × $\left\{ \begin{array}{l} 15\text{ヶ月} \\ 12\text{ヶ月} \end{array} \right\}$ = 年収相当額 円 （パート等、賞与がない場合は12ヶ月分を掛ける） ↑支払額が5か月分あれば、その5分の1の額を記入 ※退職金（退職予定者を含む）は、【H票】「臨時的所得者の計算書」に記入
☐ 失業給付金	☐ 今年（2022年）4月以降の給付額（3月までの分は不要） 今年（2022年）4月から満期までの給付額 円
☐ 年金 ☐ 恩給 ☐ 老齢年金 ☐ 遺族年金等 ※複数受給の場合、合算後の額を記入	☐ 「昨年（2021年）1月以前」から「現在も受給中」の場合 昨年1年（2021年1月から12月）分の「源泉徴収票」に記載された「年金額」を記入 円 ☐ 今年（2022年）、新規受給（受給予定も含む）または「昨年（2021年）2月以降」、中途受給により「現在も受給中」の場合 「年金交付通知書」をもとに算出 1か月分支払額 円 × 12ヶ月 = 年収相当額 円 ↑支払額が5か月分あれば、その5分の1の額を記入
☐ 傷病手当 ☐ 生活保護費 ☐ 障害者手当 ☐ 児童手当 ※複数受給の場合、合算後の額を記入	☐ 「昨年（2021年）1月以前」から「現在も受給中」の場合 昨年1年（2021年1月から12月）分の「傷病手当金通知書」に記載された「手当額」を記入 円 ☐ 今年（2022年）、新規受給（受給予定も含む）又は「昨年（2021年）2月以降」、中途受給により「現在も受給中」の場合 「傷病手当金通知書」に記載された「手当額」をもとに算出 1か月分支払額 円 × 12ヶ月 = 年収相当額 円 ↑支払額が5か月分あれば、その5分の1の額を記入

上記の収入金額の全てを合計してください（合計後、千円未満は切り捨て）→

， 〇 〇 〇 円

合計額を【C票-1】「家計一覧票」に転記してください

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

自営業等「給与所得以外」の計算書

1. この用紙は、1人1枚づつ使用してください。足りない場合は、あらかじめ人数分をコピーしてください。
2. 学生本人のアルバイト等による所得は、別紙【I票】「学生本人のアルバイト等申告書」を提出してください。

所得者氏名： 父・母・その他（ ）		提出する証明書等(コピ-可) ▼
本票は、下記の項目に該当する人が提出する用紙です。(該当項目にチェックの上、記入してください)		
☐ 商業 ☐ 工業 ☐ 個人経営 ☐ 農業 「転作奨励金」があれば下欄にも記入してください。 ☐ 林業 ☐ 水産業 ☐ 自由業 ☐ 家賃 ☐ 地代 ☐ 利子・配当 ☐ その他	☐ 「昨年(2021年)1月以前」から「現在も現職」の場合 今春、申告した「確定申告書」(写)による『所得金額』は(合計欄の額でなく)プラス額のみを合計してください。 マイナスの場合は「0円」として扱い記入してください。(＋と－の相殺で合計しないでください) また、『給与』『公的年金等』の収入がある場合は、算入せず、別途、【F票】「給与等所得」計算書により算定のうえ、提出してください。 円 ☐ 「昨年(2021年)2月以降」、中途営業・転職等により「現在も現職」の場合 今春、申告した「確定申告書」(写)による『所得金額』は(合計欄の額でなく)プラス額のみを合計し、「月収相当額」を割り出して記入してください。 マイナスの場合は「0円」として扱い記入してください。(＋と－の相殺で合計しないでください) また、『給与』『公的年金等』の収入がある場合は、算入せず、別途、【F票】「給与等所得」計算書により算定のうえ、提出してください。 円 月収相当額 円×12ヶ月＝年収相当額 ↑「月収相当額」(例：「所得金額」が5ヶ月分であれば、その5分の1の額)	今春、申告した「確定申告書」(写) 第一表、第二表 ※確定申告をしていない場合は、最近2、3ヶ月分の収入金額、必要経費、所得金額がわかる書類 ※《重要》確定申告書(写)は必ず「受付印があるもの」(e-taxの場合は受付状況が分かるもの)を提出してください。
	☐ 今年、新規営業(営業予定も含む)の場合 【2022年 月から□営業 □営業予定】 円 月収予想額 円×12ヶ月＝年収予想額	事業主等の申立書 (書式自由)
☐ 農業 「転作奨励金」	☐ 「昨年(2021年)1月以前」から「現在も受給中」の場合 昨年1年(1月から12月)分の「とも補償金交付確定通知書」又は「農業経営立助成補助金確定通知書」に記載された「転作奨励金」の金額を記入してください。 円 ☐ 今年(2022年)、新規受給(受給予定も含む)又は「2021年2月以降」、中途受給により「現在も受給中」の場合 「とも補償金交付確定通知書」又は「農業経営立助成補助金確定通知書」に記載された「転作奨励金」の金額を記入してください。 円	農協発行「とも補償金交付確定(見込)通知書」 または 市区町村役場発行「農業経営確立助成補助金(見込)確定通知書」

上記の収入金額の全てを合計してください(合計後、千円未満は切り捨て) →

, 000円

合計額を【C票-1】「家計一覧票」に転記してください

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

※就学者（本人およびその配偶者を除く）は提出不要

氏 名

退職金等「臨時的な所得」の計算書

この用紙は、1人1枚ずつ使用してください。足りない場合は、あらかじめ人数分をコピーしてください。

所得者氏名：	父・母・その他（ ）	提出する証明書等（コト-可） ▼
本票は、下記の項目に該当する人が提出する用紙です。（該当項目にチェックの上、記入してください）		
☐ 退職金 ☐ 退職一時金 ☐ 資産譲渡による所得 ☐ 山林所得 ☐ その他 ※複数受給の場合、合算後の額を記入	2022年4月から2022年9月までの6ヶ月間において収入を得た額または見込額 「公課公租等」の経費があれば、その額を控除 円	勤務先、市区町村役場等発行の「支払（見込）証明書」



上記の収入金額の全てを合計してください（合計後、千円未満は切り捨て）→

, 000円



合計額を【C票-1】「家計一覧票」に転記してください

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

学生本人のアルバイト等申告書

項 目		提出する証明書等 (可・不可) ▼		
1. 2021年1月から現在までの、アルバイト収入及び留学生の仕送り・援助の状況 ※恒常的に行っていて、今後も継続するものについてのみ記入して下さい。		①現在、勤務先発行の源泉徴収票または給与明細書等 ②今春、申告した確定申告書(写)第一表、第二表 ③現在、勤務先発行の支払(見込)証明書 上記①②③のいずれか ※本学でのTA・RA、ワークスタディの証明書は不要		
アルバイト等 (留学生は仕送り・援助も記入)	受給期間		受給(平均)月額	
	年 月 ~ 年 月		円	
	年 月 ~ 年 月		円	
	年 月 ~ 年 月		円	
①受給(平均)月額の計×12ヶ月＝		円		
2. 日本学術振興会特別研究員研究奨励金 ②月額 円×12ヶ月分＝年額 円		「採用決定通知」の写し		
3. 今年4月から来年3月までの1年間における「給付型」奨学金受給状況(予定含む) ※返還不要の奨学金のみ記入。ただし、日本学生支援機構の給付奨学金については記入不要。その他「貸与型」奨学金については記入不要。		「奨学生採用決定通知書」等の写し等、受給額のわかる書類		
奨学金等の名称	受給月額		受給年額	
	円		円	
③受給年額の合計		円		
4. 学生本人の1ヶ月当たり家計状況 ※独立生計者および留学生のみ記入 今後の年間見込額を推算し、平均1ヶ月分の金額を推計してください。 ※収入金額合計と支出額合計は一致させること。 ※アルバイト、仕送り・援助の月額は、上記1の「受給(平均)月額」と一致させること。				
一ヶ月当たり収入	アルバイト 円		一ヶ月当たり支出	食費 円
	仕送り・援助 円			家賃 円
	奨学金(貸与型) 円 日本学生支援機構等奨学金等、返還する奨学金			光熱費 円
	奨学金(給付型) 円 返還不要の奨学金			就学費 円
	預貯金取り崩し 円			本人の授業料を除く 円
	その他() 円			交通費 円
	合計 円			遊興・娯楽費 円
				その他 円
				合計 円
上記のとおり相違ありません。 申請者氏名：				

上記①②③それぞれの金額を【C票-1】「家計一覧票」に転記してください

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

本人以外の「国立学校」就学者状況票（国立学校在学者用）

この証明書は、東京藝術大学に在学中の学生が2022年度の授業料免除の申請をするために必要な書類です。
貴学在学中の兄弟姉妹、配偶者等の下記事項について証明をお願いします。

貴学在学者（申請者の兄弟姉妹、配偶者等）

所属学部・研究科等

学籍番号

氏 名

東京藝術大学在学者（免除申請者）

学籍番号

氏 名

（注1）対象となる就学者：2年生以上全員（ただし、同じ大学内で引き続き進学の場合は、前年度の状況について証明が必要です。）

（注2）対象となる「国立学校」：高校、高等専門学校、短期大学、大学、専修学校（高等課程・専門課程）

※国立学校であっても「幼稚園」「小中学校」「専修学校の一般課程」「各種学校（盲学校、ろう学校）」は提出不要です。

-----【以下は学校担当者により記入・証明願います】-----

国立学校「授業料免除」状況証明書

学校名			
学校種別	☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 高等学校 ☐ 高等専門学校 ☐ 専修学校（高等課程） ☐ 専修学校（専門課程）		
入学年月	年 月	学年（証明日現在）	年
通学区分	☐ 自宅 ☐ 自宅外		

2021年度授業料免除状況

授業料[年額] 円

区分	免除実施状況	免除実施額
一	☐ 本年度入学者につき該当しません ※	—
前期	☐ 全額免除 ☐ 半額免除 ☐ 一部（ ）免除 ☐ 不許可 ☐ 申請なし ☐ 休学 ☐ 国費留学生	円
後期	☐ 全額免除 ☐ 半額免除 ☐ 一部（ ）免除 ☐ 不許可 ☐ 申請なし ☐ 休学 ☐ 国費留学生	円

※同じ大学内で引き続き進学の場合は、前年度の状況について証明願います。

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

学校名

所属

担当者氏名

印

電話番号

この証明書は、証明を受けた後、【K票-1】または【K票-2】に添付してください。

「特別控除」計算書

氏 名

- この「特別控除計算書」は、本人と同一生計の方（独立生計者の場合は本人の配偶者）が、下記の項目に該当していると認定された場合、所得額から一定額が控除される計算書です。
- 該当項目にチェックの上、記入してください。ここに記載されている証明書を添付して提出してください。

項 目	特 別 控 除 額	提出する証明書等 ▼
本人以外に就学者がいる世帯 ただし、下記の就学者を除く ▼ ※「国立学校就学者」で、「授業料免除」を受けている場合は、次頁の【K票-2】に記入すること	(注1) 前期分申請者は4月1日、後期分申請者は10月1日現在の学種で記入 (注2) 「海外留学」は、国公立に関わらず全て「私立」として記入 (注3) 専修学校（一般課程）、予備校、職業訓練学校等は控除できません ☐ 小学生 (80,000円× 人＝ 円) ☐ 中学生 (160,000円× 人＝ 円) ☐ 国・公立/高校生 ☐ 自宅通学 (280,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (470,000円× 人＝ 円) ☐ 私立/高校生 ☐ 自宅通学 (410,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (600,000円× 人＝ 円) ☐ 国・公立/高等専門学校生 ☐ 自宅通学 (360,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (550,000円× 人＝ 円) ☐ 私立/高等専門学校生 ☐ 自宅通学 (600,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (800,000円× 人＝ 円) ☐ 国・公立/大学生（大学・大学院・短大） ☐ 自宅通学 (590,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (1,020,000円× 人＝ 円) ☐ 私立/大学生（大学・大学院・短大） ☐ 自宅通学 (1,010,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (1,440,000円× 人＝ 円) ☐ 国・公立/専修学校（高等課程生）※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (170,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (270,000円× 人＝ 円) ☐ 私立/専修学校（高等課程生）※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (370,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (460,000円× 人＝ 円) ☐ 国・公立/専修学校（専門課程生）※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (220,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (620,000円× 人＝ 円) ☐ 私立/専修学校（専門課程生）※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (720,000円× 人＝ 円) ☐ 自宅外通学 (1,120,000円× 人＝ 円)	①「学生証」または「生徒証」の写（両面） ②【J票】本人以外の「国立学校就学者」状況票（公立学校は不要） ※小中学生および【J票】提出者は不要 ※提出された「住民票」及び「学生証／生徒証の写し」で自宅外を証明できない場合には、「公共料金領収書等の写し」（氏名及び住所が記載されているもの）を添付してください。



上記の控除額の全てを合計してください（合計後、千円未満は切り上げ）→

円



合計額を【C票-2】「家計一覧票」に転記してください

【参考：学校種別の主な内容】

- 高等専門学校**：中学校を卒業した者を受け入れ、5年間一貫で専門的な学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する学校。
- 専修学校 高等課程**：中学校卒業を入学資格とし、中学校教育の基礎の上に心身の発達に応じて教育を行う課程。「高等専修学校」と称することができる。
- 専修学校 専門課程**：高等学校卒業を入学資格とし、高等学校教育の基礎の上に教育を行う課程。「専門学校」と称することができる。
- 専修学校 一般課程**：特に入学資格は定めていない。高等課程及び専門課程以外の教育を行う。

「特別控除」計算書

氏 名

1. この「特別控除計算書」は、本人と同一生計の方（独立生計者の場合は本人の配偶者）が、下記の項目に該当していると認定された場合、所得額から一定額が控除される計算書です。
2. 該当項目にチェックの上、記入してください。【K票－1】記載の「学校種別の主な内容」を参照のこと。

項 目	特 別 控 除 額	提出する証明書等 ▼
本人以外に就学者がいる世帯で、「国立学校」において「授業料免除」を受けている場合 ▼ 【J票】 「本人以外の『国立学校就学者』状況票」の証明に基づき記入	【記入対象者】前期、後期とも「全額免除」を受けている場合 ※前期、後期のいずれかが「全額免除」又は「半額免除」「一部免除」の場合は、別の欄（下欄）に記入のこと。 ☐ 高校生 ☐ 自宅通学 (280,000円 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (470,000円 × 人 = 円) ☐ 高等専門学校生 ☐ 自宅通学 (360,000円 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (550,000円 × 人 = 円) ☐ 大学生（大学・大学院・短大） ☐ 自宅通学 (280,000円 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (720,000円 × 人 = 円) ☐ 専修学校（高等課程生） ※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (170,000円 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (270,000円 × 人 = 円) ☐ 専修学校（専門課程生） ※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (200,000円 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (600,000円 × 人 = 円)	【J票】 本人以外の『国立学校就学者』状況票
	【記入対象者】 ①前期、後期とも「半額免除」又は「一部免除」を受けている場合 ②前期、後期のいずれかが「全額免除」「半額免除」「一部免除」の場合 （注）下記の計算の結果、合計額が、 【K票－1】 （前票。本票ではありません）である「本人以外に就学者がいる世帯」の 控除額を超えた場合は、その「控除額」を上限として記入してください。 ☐ 高校生 ☐ 自宅通学 (280,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (470,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 高等専門学校生 ☐ 自宅通学 (360,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (550,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 大学生（大学・大学院・短大） ☐ 自宅通学 (280,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (720,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 専修学校（高等課程生） ※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (170,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (270,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 専修学校（専門課程生） ※「一般課程生」は対象外 ☐ 自宅通学 (200,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円) ☐ 自宅外通学 (600,000円 + 授業料納付額 × 人 = 円)	「授業料納付額」は、昨年1年間に納付した授業料（免除を受けている場合は、その免除額を差し引いた金額）を記入してください。

上記の控除額の全てを合計してください（合計後、千円未満は切り上げ）→

, 000円

合計額を**【C票－2】**「家計一覧票」に転記してください

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

「特別控除」計算書

氏 名

- この「特別控除計算書」は、本人または本人と同一生計の方（独立生計者の場合は本人または配偶者）が、下記の項目に該当していると認定された場合、所得額から一定額が控除される計算書です。
- 該当項目にチェックの上、記入してください。

項 目	特 別 控 除 額	提出する証明書等(コピ-可) ▼
☐ 母子・父子世帯 母：死亡・生別 (年 月) 父：死亡・生別 (年 月)	※母子・父子世帯控除は、下記要件に該当している場合に適用します。 ※父母との死別等による理由以外で「独立生計者」となっている場合は、この項目は対象になりません。 ※申請者自身に子供がいる場合で下記要件に該当する場合は、対象となり、適用されます。 ▼該当要件をチェック ☐ 母又は父と18歳未満の子の世帯 ☐ 母又は父と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 ☐ 18歳未満の子の世帯 ☐ 祖父母と18歳未満の子の世帯 ☐ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子の世帯 ☐ 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯 (注1) 18歳以上の就学者(本人を含む)、18歳以上でも長期に療養を要したり心身に障害がある等の事情で経済力のない方は、「18歳未満の子」とみなすことができます。 (注2) 経済力のない祖父母とは、 ①収入が給与収入(年金を含む)のみであれば、「支払金額」が166万円以下の方 ②給与収入以外の者であれば、所得金額(収入金額－必要経費)50万円以下の方 控除額(一律) 490,000円 ※上記の控除額その他、学力基準が緩和されます。(控除されることにより、収入基準の緩和はありません)	提出された「住民票」で大学が確認します。 ※この用紙に改めて添付する必要はありません。
☐ 生活保護世帯およびこれに準ずる世帯	生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する方 ※この事項に該当した場合、所得からの控除はありませんが、学力基準、収入基準が緩和されます。	「生活保護決定通知書」等、受給額がわかる証書の写
☐ 障害者のいる世帯	※障害者控除は、下記要件に該当している場合に適用します。 ▼該当要件をチェック ☐ 身体障害者福祉法15条4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体障害がある人として記載されている人又はこれに準ずる方 ☐ 公害疾病の認定を受けた者でかつ当該公害による身体上の障害のある方 ☐ 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障害のある人 ☐ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人若しくは知的障害があると判定される方 ☐ 常に就床を要し複雑な介護を要する方(要介護認定3～5) (注) 障害のある方の更正医療費に関する支出については、【K票－4】「長期療養者(6ヶ月以上)のいる世帯」に該当する場合、あわせて控除することができます。 控除額(一律) ※下記の控除額その他、学力基準、収入基準が緩和されます。 障害者1人につき860,000円× 人＝ 円 ①障害者氏名： ②障害者氏名： ▼ 合計額を【C票－2】「家計一覧票」に転記してください	「障害者手帳」等の写
☐ 原爆被爆者および被爆者の子弟	※この事項に該当した場合、所得からの控除はありませんが、学力基準、収入基準が緩和されます。	「被爆者手帳」等の写

上記に記載の証明書はこの用紙に添付して提出してください。

「特別控除」計算書

氏 名

- この「特別控除計算書」は、本人または本人と同一生計の方（独立生計者の場合は本人または配偶者）が、下記の項目に該当していると認定された場合、所得額から一定額が控除される計算書です。
- 該当項目にチェックの上、記入してください。

項 目	特 別 控 除 額	提出する証明書等(コピ-可) ▼																																																
㊟長期療養者 (同じ病気等により6ヶ月以上の治療が継続している方。見込を含む)のいる世帯	※長期療養者（同じ病気等により申請時現在6ヶ月以上療養中の方または6ヶ月以上の療養が必要と認められる方に限ります）の世帯控除は、下記の治療費等に該当している場合に適用します。 (注) 申請時、療養が終わった方は対象となりません。 ▼該当する治療費等をチェック ☐ 医師又は歯科医師への診療費又は治療費 ☐ 病院、診療所への入院費用（入院患者の食費は除く） ☐ マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費 ☐ 治療又は療養のための医薬品 ☐ 病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る） ☐ 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む） ☐ 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額（診断書料、個室料は控除対象に入りません） (注1) 健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額を除いてください。 (注2) 光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料、病衣料等は該当しません。 ▼療養費算出欄 【K票－4】「療養費算出票」の㊟現在までの支出額から計算してください。 現在療養中で、申請時までの支出金額を基礎として、今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出 <table border="1"> <tr> <td colspan="4">療養者氏名：</td> </tr> <tr> <td>療養期間：</td> <td>年 月 ～</td> <td>年 月(見込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td>療養期間（最高12ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>㊟</td> <td>円÷ ヶ月＝</td> <td>円× ヶ月＝</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">療養者氏名：</td> </tr> <tr> <td>療養期間：</td> <td>年 月 ～</td> <td>年 月(見込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td>療養期間（最高12ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>㊟</td> <td>円÷ ヶ月＝</td> <td>円× ヶ月＝</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">療養者氏名：</td> </tr> <tr> <td>療養期間：</td> <td>年 月 ～</td> <td>年 月(見込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在までの支出額</td> <td>支出期間の月数</td> <td>月平均支出額</td> <td>療養期間（最高12ヶ月）</td> </tr> <tr> <td>㊟</td> <td>円÷ ヶ月＝</td> <td>円× ヶ月＝</td> <td>円</td> </tr> </table>	療養者氏名：				療養期間：	年 月 ～	年 月(見込)		現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間（最高12ヶ月）	㊟	円÷ ヶ月＝	円× ヶ月＝	円	療養者氏名：				療養期間：	年 月 ～	年 月(見込)		現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間（最高12ヶ月）	㊟	円÷ ヶ月＝	円× ヶ月＝	円	療養者氏名：				療養期間：	年 月 ～	年 月(見込)		現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間（最高12ヶ月）	㊟	円÷ ヶ月＝	円× ヶ月＝	円	「医師等の診断書」写し可 (6ヶ月以上の継続した療養が必要と確認できるもの/発行3ヶ月以内) および 病院、薬局等が発行する領収書等(診断に基づくもの、写し可) ※領収書は、最近1年以内のもので月ごとにまとめて添付してください。 ※領収書は、該当の人の名前が記されているものに限り
療養者氏名：																																																		
療養期間：	年 月 ～	年 月(見込)																																																
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間（最高12ヶ月）																																															
㊟	円÷ ヶ月＝	円× ヶ月＝	円																																															
療養者氏名：																																																		
療養期間：	年 月 ～	年 月(見込)																																																
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間（最高12ヶ月）																																															
㊟	円÷ ヶ月＝	円× ヶ月＝	円																																															
療養者氏名：																																																		
療養期間：	年 月 ～	年 月(見込)																																																
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	療養期間（最高12ヶ月）																																															
㊟	円÷ ヶ月＝	円× ヶ月＝	円																																															



上記の控除額の全てを合計してください(合計後、千円未満は切り上げ) →

, 000円



合計額を【C票－2】「家計一覧票」に転記してください

※上記の控除額その他、学力基準、収入基準が緩和されます。

上記に記載の証明書はこの用紙に添付し、次頁の療養費算出書も併せて提出してください。

該当者のみ提出（療養者一人につき 1 枚）

【K 票－ 4 の療養費算出票】

学籍番号 _____

氏 名 _____

療養者氏名：

▼該当する治療費等をチェック

- ☐ 医師又は歯科医師への診療費又は治療費
- ☐ 病院、診療所への入院費用（入院患者の食費は除く）
- ☐ マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療費
- ☐ 治療又は療養のための医薬品
- ☐ 病院、診療所に通院するための交通費（必要不可欠なものに限る）
- ☐ 看護人に対して支払う費用（賄い費を含む）
- ☐ 介護保険法により「要介護認定・要支援認定」を受けた者がサービスを利用した場合の自己負担額（診断書料、個室料は控除対象になりません）

（注 1）健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額を除いてください。

（注 2）光熱費、差額ベッド代、食費、老人ホームの入所費、食事療養費、保険適用外の文書料、病衣料等は含みません。

（注 3）領収書は、該当の人の名前が記されているものに限りです。

病院（施設）名： _____

健康保険の種類： ☐ 国保 ☐ 社会保険 ☐ 老人保険 ☐ その他（ _____ ）

年 月	①入院分	②外来分	③介護サービス （自己負担分）	④補填される金額 高額療養費・家族療養費付加金等	⑤現在までの支出額 ①＋②＋③－④
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円	⑤ 円

⑤現在までの支出額を【K 票－ 4】「特別控除」計算書の「療養費算出欄」に記入し、算出してください。

「特別控除」計算書

氏 名

- この「特別控除計算書」は、本人または本人と同一生計の方（独立生計者の場合は本人または配偶者）が、下記の項目に該当していると認定された場合、所得額から一定額が控除される計算書です。
- 該当項目にチェックの上、記入してください。

項 目	特 別 控 除 額	証明書等 ▼																											
☐ 主たる家計支持者が別居している世帯 ※単身赴任手当が支給されている場合は対象になりません。	※主たる家計支持者が単身赴任等で別居している場合に適用します。 （注1）別居のため特別に支出している住居費、光熱・水道費、家具・家事用品の実費を控除します。それ以外の項目は控除の対象となりません。 （注2）単身赴任手当が職場から支給されている場合、諸事情（家族との不仲等の理由）により自発的に別居している場合は、控除の対象となりません。 ▼申請時までの支出金額を基礎として、今後の年間支出見込金額を算出 <table border="1"> <tr> <td>現在までの支出額</td><td>支出期間の月数</td><td>月平均支出額</td><td>※上限 710,000円</td></tr> <tr> <td>①</td><td>円÷②</td><td>ヶ月＝③</td><td>円×④12ヶ月＝</td></tr> <tr> <td colspan="3">上記控除額の合計(千円未満切り上げ)</td><td>,000円</td></tr> </table> 合計額を【C票－2】「家計一覧票」に転記してください	現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	※上限 710,000円	①	円÷②	ヶ月＝③	円×④12ヶ月＝	上記控除額の合計(千円未満切り上げ)			,000円	各種支払いの「領収書」または職場発行の「住居費、光熱・水道費等の実費」の「支払証明書」（全て該当者の名前が記載されているもの・コピー可）															
現在までの支出額	支出期間の月数	月平均支出額	※上限 710,000円																										
①	円÷②	ヶ月＝③	円×④12ヶ月＝																										
上記控除額の合計(千円未満切り上げ)			,000円																										
☐ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯 ※東日本大震災の被害を受けた場合もここに記入すること。なお、被害額は震災当時のものではなく、前年度のものを記入すること。	※下記要件に該当すると認められた場合に適用します。 申請の前年から現在までに被害を受けたために、支出が増大したり、収入が減少して、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限りです。 （注1）保険、損害賠償によって補てんされた場合は、控除の対象となりません。 （注2）単に被害額や復旧費をそのまま控除するものではありませんので注意してください。 なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除してください。 <table border="1"> <tr> <td>☐ 日常生活の必需品の被害</td><td>最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等：円</td></tr> <tr> <td colspan="2">被害の状況（具体的に）：</td></tr> <tr> <td>☐ 生産手段（田・畑・店舗等）被害</td><td>長期にわたって収入減を予想される年間金額：円</td></tr> <tr> <td colspan="2">被害の状況（具体的に）：</td></tr> <tr> <td colspan="2">上記控除額の合計(千円未満切り上げ)</td></tr> <tr> <td colspan="2">,000円</td></tr> </table> 合計額を【C票－2】「家計一覧票」に転記してください	☐ 日常生活の必需品の被害	最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等：円	被害の状況（具体的に）：		☐ 生産手段（田・畑・店舗等）被害	長期にわたって収入減を予想される年間金額：円	被害の状況（具体的に）：		上記控除額の合計(千円未満切り上げ)		,000円		消防署、市区町村役場発行の「被災証明」・警察署発行の「盗難届出証明書」等被害を裏付けるものおよび「領収書」等被害額が確認できる書類（いずれもコピー可）															
☐ 日常生活の必需品の被害	最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等：円																												
被害の状況（具体的に）：																													
☐ 生産手段（田・畑・店舗等）被害	長期にわたって収入減を予想される年間金額：円																												
被害の状況（具体的に）：																													
上記控除額の合計(千円未満切り上げ)																													
,000円																													
☐ 父母以外の者で収入を得ている世帯 （本人及び配偶者を除く） ※「留学生」・「独立生計者」は対象になりません。	※控除額（一人の上限380,000円） 控除額は、下表によります。ただし、1人の収入が「給与等所得」と「給与所得以外」の両方ある場合は、上限を380,000円として記入してください。 ▼【計算式】該当項目をチェック <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th><th>収 入 / 所 得</th><th>計 算 式</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">給与・年金等</td><td>☐ 1,040,000円以下</td><td>控除額なし</td></tr> <tr> <td>☐ 1,040,000円を超え1,512,500円未満</td><td>給与所得額－（給与所得額×0.2＋830,000円）</td></tr> <tr> <td>☐ 1,512,500円以上</td><td>一律380,000円を上限に控除</td></tr> <tr> <td rowspan="2">給与所得以外</td><td>☐ 380,000円未満</td><td>所得額と同額を控除</td></tr> <tr> <td>☐ 380,000円以上</td><td>一律380,000円を上限に控除</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>控除該当者氏名：</td><td>控除額：</td><td>円</td></tr> <tr> <td>控除該当者氏名：</td><td>控除額：</td><td>円</td></tr> <tr> <td>控除該当者氏名：</td><td>控除額：</td><td>円</td></tr> <tr> <td colspan="2">上記控除額の合計(千円未満切り上げ)</td><td>,000円</td></tr> </table> 合計額を【C票－2】「家計一覧票」に転記してください	所得の種類	収 入 / 所 得	計 算 式	給与・年金等	☐ 1,040,000円以下	控除額なし	☐ 1,040,000円を超え1,512,500円未満	給与所得額－（給与所得額×0.2＋830,000円）	☐ 1,512,500円以上	一律380,000円を上限に控除	給与所得以外	☐ 380,000円未満	所得額と同額を控除	☐ 380,000円以上	一律380,000円を上限に控除	控除該当者氏名：	控除額：	円	控除該当者氏名：	控除額：	円	控除該当者氏名：	控除額：	円	上記控除額の合計(千円未満切り上げ)		,000円	証明書の提出は不要です。
所得の種類	収 入 / 所 得	計 算 式																											
給与・年金等	☐ 1,040,000円以下	控除額なし																											
	☐ 1,040,000円を超え1,512,500円未満	給与所得額－（給与所得額×0.2＋830,000円）																											
	☐ 1,512,500円以上	一律380,000円を上限に控除																											
給与所得以外	☐ 380,000円未満	所得額と同額を控除																											
	☐ 380,000円以上	一律380,000円を上限に控除																											
控除該当者氏名：	控除額：	円																											
控除該当者氏名：	控除額：	円																											
控除該当者氏名：	控除額：	円																											
上記控除額の合計(千円未満切り上げ)		,000円																											

上記に記載の証明書は、この用紙に添付して提出してください。

この書式は、指導教員作成用として Word 形式でもダウンロードできます。

修得単位皆無者・修得単位不足者・留年者・標準修業年限超過者のうち

特別事情者の指導教員推薦書

東京藝術大学長 殿

令和 年 月 日

推薦学生：学籍番号 _____

学生氏名 _____

上記の学生は特別事情に該当すると判断しましたので推薦します。

推薦者（指導教員署名） _____ (印)

※非常勤の先生等、他の先生と連署等が必要な場合は、推薦欄、署名等を振り分けるなど、適宜ご記入願います。

(注) 特別事情による留年又は標準修業年限（休学期間を除き、学部4年間、修士2年間、博士3年間）を超過できる期間は、原則として学部・修士は1年間、博士は2年間とします。

ただし、学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合には、1年を超えることができます。

↓該当する事項の [] に○を入れ（複数可）、次頁に該当事項についての詳細な事情を記入願います。

(1) 病気 ※病気には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合は除く／診断書（写）を添付すること。

[] イ 長期療養のため、休学期間(2年間)を超えてさらに授業を休む必要があり、単位修得ができなかった。

[] ロ 休学期間に満たない期間の病気のため単位修得ができなかった。

[] ハ 単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった。

[] ニ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る）

(2) 留学

[] イ 留学のため、標準修業年限内での単位修得ができなかった。（本来の学業修得のため真に有益であるとは認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学は除く）

[] ロ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る）

(3) 大学院学生の論文作成

[] イ 研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年又は標準修業年限を超過。

※本人と指導教員とで協議の上、正式に承認された研究計画に基づく在学延長であること（本人の自己都合のみによる留年ではないこと）を具体的に次頁に記入願います。

[] ロ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る）

(4) その他

[] イ 出産・育児のため、休学期間(2年間)を超えてさらに授業を休む必要があり、単位修得ができなかった。

[] ロ 国又は地方公共団体等の求めに応じて公共的な事業に参加するため、休学期間(2年間)を超えてさらに授業を休む必要があり、単位修得ができなかった。

[] ハ 学資負担者の不在や被保護世帯のため、学業と平行して学資獲得のためのアルバイト又は常勤の業に ついた。

[] ニ 本人が身体障害者

[] ホ 上記以外（学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合に限る。なお、国家試験等の受験、大学院の受験、転学・転学部等の受験、就職のため等、自己都合により、留年又は標準修業年限を超過している場合は除く）

【M票：推薦書】

＜推薦理由を記入する際の注意点＞

- ◆前項で○を付けた特別事情についての具体的な説明を、必ず詳細に記入願います。
- ◆記入の際には、学生支援室等で配布している「授業料免除および徴収猶予 留年・修業年限超過者の取扱について（「特別事情者」の考え方）」を参照してください。
- ◆「大学院学生の論文作成」が理由の場合、**本人と指導教員とで協議の上、正式に承認された研究計画に基づく在学延長であること（本人の自己都合のみによる留年ではないこと）**を具体的に記入願います。
- ◆「病気」が理由の場合、**裏付けとなる医師の診断書（コピー可）の添付が必要です。**

推薦學生：学籍番号

学生氏名

推薦書